

開示前提の例外

- 1 理事、理事代理、理事顧問、マネジメント、ADBスタッフおよびADBコンサルタントへの、または彼らからの内部文書、覚書、その他同様の通信を含め、開示されると、率直なアイデアの交換やコミュニケーションが阻害され、よって、ADBの審議プロセスや意思決定プロセスの完全性が脅かされるか、脅かされる恐れのある内部情報。
- 2 開示されると、とりわけ開発途上加盟諸国との政策協議に関し、率直なアイデアの交換やコミュニケーションが阻害され、よって、ADBおよびADBのメンバーとADBが協力する他の主体との間の審議プロセスや意思決定プロセスの完全性が脅かされるか、脅かされる恐れのある、ADBおよびADBのメンバーとADBが協力する他の主体との間の審議プロセスや意思決定プロセスにおいて交換された、または同プロセスのために作成された、または同プロセスから得られた情報。
- 3 開示されると、ADBの関係者との関係が著しく損なわれるか、損なわれる恐れのある、政府または国際機関から内密に入手された情報。
- 4 スタッフ規則ならびに理事会規則および規定によって認められる範囲を除き、理事、理事代理、理事顧問、マネジメント、ADBスタッフおよびADBコンサルタントの雇用条件、業績評価、個人の医療情報を含む個人の記録、ならびに内部上訴制度や調査の議事録。
- 5 ADBの将来の借入予想、業績予想、ADBの資金運用上の個別の投資決定、および信用評価。
- 6 国別信用度および信用格付けの分析。
- 7 理事会の議事録（会議議事録および議長要約を除く）。
- 8 開示されると、当該関係者の商業的利益、財務上の利益、および／または競争上の地位が著しく損なわれるか、損なわれる恐れのある、関係者によってADBに提供された情報。
- 9 秘密業務情報—ADBが顧客、顧問、コンサルタント、およびその他関係当事者と締結する秘密保持契約の対象となる情報。
- 10 予想される入札者によって提供された資格付与前の情報、入札、提案または価格見積を含む、調達プロセスに関連する情報。
- 11 開示されると、個人の生命、健康または安全が危険にさらされるか、さらされる恐れのある情報。
- 12 開示されると、司法の運営が著しく損なわれるか、損なわれる恐れのある情報。
- 13 弁護士と依頼者間の秘密保持特権を条件とする情報、または開示されると、調査に弊害を及ぼす可能性のある情報。
- 14 汚職申立の情報源。
- 15 汚職防止政策に基づき、不適格が申し渡された者（ブラックリストに掲載された者）または調査中の者の氏名。
- 16 監査部およびADBの外部監査人によって作成される監査報告書。
- 17 開示されると、加盟国の国防または国家安全保障が著しく損なわれるか、損なわれる恐れのある情報。
- 18 開示されると、加盟国政府の経済運営能力が著しく損なわれるか、損なわれる恐れのある財政情報。
- 19 開示されると、著作権を含む準拠法に違反することになるか、違反する可能性のある情報。